



児童手当制度を改正

小学6年生まで支給されますよー!

児童手当制度は児童を養育している皆さんに手当を支給することで、生活の安定と次代を担う児童の健全な育成を目的にしています。今回の改正で現在、小学3年生までのお子さんを養育している方に支給されている児童手当が、小学6年生までの児童を養育している方にまで支給されます。その内容についてお知らせします。

対象が拡大されました

少子化対策の一環で、児童手当制度が改正され、今まで小学3年生までの児童が支給対象だったものが、4月から小学6年生までの児童（平成6年4月2日以後に生まれた児童）を養育している方までに拡大されました（表1）。

ただし、義務教育就学前の児童を養育している方すべてが該当するかといえばそうではありません。前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得

が一定額以上の場合には、所得制限で支給されません。

表1

	改正後	改正前
対象年齢	小学校6年生（12歳になった年の年度末）	小学校3年生（9歳になった年の年度末）
手当月額	第1子・第2子5,000円、第3子以降10,000円	第1子・第2子5,000円、第3子以降10,000円
支払期間	2月、6月、10月	2月、6月、10月

表2 平成18年度所得制限限度額

扶養親族などの数	自営業など（万円）	サラリーマンなど（万円）
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。届け出は本来個人の申請で行われますが、村では皆さんの便宜を考え、現在、児童手当の支給を受けてい

現況届など送付します

その額は扶養親族の数などで異なります（表2）。児童手当の支給を受けようとするときは役場保健福祉課に「認定請求書」を提出

る方へはそれぞれ「現況届」の用紙を送付します。

この届けが提出されないと、受給資格があっても児童手当が受けられなくなることもありますので、ご注意ください。

なお小学5、6年生までの義務教育就学前の児童を養育している方へは「認定請求書」と「手当額改定請求書」の用紙を役場保健福祉課から送付していますので、その用紙を基に、手続きは忘れずにお願ひします。不明な点などありましたら役場保健福祉課（☎35-2114、内線144）までお気軽にお電話ください。

BRAVIA 32V 新製品

デジタルアンテナサービス中!

2006 FIFAワールドカップ ドイツ スカパー!は全64試合無料放送!

278,000円

15日、25日は 5倍付き

現在ご使用中のテレビを高価下取りいたします。

(有)坂下電化センター TEL 35-2138

塗 装

茂石総業 代表 茂石祐次 ☎35-2933